

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和元年12月18日（水）午後1時30分開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

- 1 区制度の検討について
- ◎ 新たな再編案について

13:30

1 区制度の検討について

◎結論

市民生活課戸籍・住基担当課長から、要望した資料について説明があり、これを聞きおきました。

◎発言内容

◎高林修委員長 それでは、協議事項1、区制度の検討について協議に入ります。

区民生活課及び協働センター等の取り扱い業務について、太田委員からの要請に基づいて当局から資料の提出がありましたので、当局から説明をしてください。

◎市民生活課戸籍・住基担当課長 まず、別紙1をごらんください。こちらの資料は、政令指定都市の窓口サービスの状況を調査したものです。大きく分けて2つの窓口形態を示しています。1つは、太枠の住民異動届の受付ができる窓口です。転居や転入などの届けから、市によっては、国保、年金などの行政サービスを受けられる窓口の設置状況です。もう1つの窓口形態としましては、太枠の左側になります。証明書が取得できる窓口です。こちらは、住民票の写しや戸籍証明書などの証明書の取り扱いになります。

主な都市を幾つか挙げさせていただきます。

まず、浜松市ですが、7区役所、52センターで証明書交付窓口が設置され、16種類の証明書の取り扱いがあります。太枠のほうですが、住民異動届につきましては、7区役所、46センターで、98種類の届け出の取り扱いがあります。

表の一番上、札幌市ですが、証明書交付につきましては、10区役所、2支所及び85行政センター等で、3種類の証明書の取り扱いになっています。この85センターですが、主にまちづくりセンターで取り扱いがされております。証明書は、請求日の翌日以降の受け渡しになっております。一部を除きまして、その場での交付はしておりません。住民異動届につきましては、センターでは行っておりません。

表の中段ですが、静岡市です。証明書交付は、3区役所、3支所及び28の行政センター等で、15種類の取り扱いがあります。住民異動届につきましては6カ所での取り扱いになります。

名古屋市では、16区役所、6支所及び31行政センター等で、2種類の証明書の取り扱いがあります。

このうち行政センターとは、地下鉄の駅長室が駅情報コーナーでもありまして、こちらで請求を受け、昼までの受け付けで当日の夕方5時以降の受け渡し、昼以後ですと翌日の夕方5時以降の受け渡しとなります。当日の受け渡しにつきましては、午前中までということです。

表の右のほうに、自動交付機の設置がある市には台数が書かれております。その右には、マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービスの状況を載せております。浜松市は、マイナンバーカードでのコンビニ交付移行に伴いまして、平成28年10月に自動交付機を廃止しております。

別紙2、区民生活課及び協働センター等取扱件数表は、戸籍・住民基本台帳事務に係る関連手続、通称総合窓口を対象にしております。このため区役所においては区民生活課、第1種協働センターでは地域生活グループ等の取り扱いになります。第2種協働センターでは、自治会や生涯学習などの業務を除いた総合窓口取り扱い部署が該当となります。

表の縦にセンターの名前が書かれております。センター等の名称の横には、「協2」とか「市」、あるいは「ふ」といった文字が入っておりますが、これは第1種、第2種の協働センター、市民サービスセンター、ふれあいセンターを区別しています。

横行の1つ目の業務形態ですが、こちらは103種、17種で区別しております。103種は、届け出の受け付け、証明書等の交付の業務です。17種は、主に証明書交付を行うという考え方でよろしいかと思えます。103種、17種は平成26年当時の業務数でありまして、このうち自動交付機が平成28年に廃止になり、ここで3業務減っております。住民票コード確認票が平成29年になくなりまして、国保関連の手続が1つ平成30年になくなっております。

また、表の一番上のほうに103種該当ナンバーとありますが、3つの番号を省略させていただいております。5番は年金の現況届の取り扱いがなくなりましたので載せておりません。18番は行政区設置証明で、こちらは請求書を伴わない証明のために件数がとれず、載せておりません。88番は申立書ですが、児童手当等の申請において必要があれば添付する書類のため、こちらで件数がとれませんので載せていないという状態になっております。

1ページに戻って、エリア世帯数、エリア人口ですが、協働センターのカバー人口を載せています。ただし、センターでは一部届け出を除きまして、住所や住んでいる区、地域に関係なく、証明書、あるいは届けの取り扱いができるために、あくまで参考値とさせていただいております。

その右側には、正規、再任用、非常勤の区別で職員数が載せてあります。こちらについては、職場の職員定数ではなく、総合窓口に従事する職員数を書いています。第1種協働センターでは、地域生活グループなど、担当するグループで主に働いている者、あとは兼務している者、そういった者を含んでおります。第2種協働センターでは、総合窓口業務に従事する者のみの数としています。戸籍・住基業務はかなり多様で、即時的な判断が必要であるということで、職員については研修を行って、知識、スキルを身につけてもらっております。経験者が必要な部署であると認識しております。

2ページ以降は、各業務と各センター等の取り扱い件数を載せました。この中で2つ、例にとりまして説明させていただきます。

まず、2ページ目の最初のところですけれども、住民票の写しがあります。一番上、中区の区民生活課では、取り扱い件数が6万9344件です。こちらは、平成30年度に受け付けた件数になります。以下、東部第2種協働センター、富塚と続いています。証明書の交付は、センターの職員がオンライン端末を操作して発行し、内容を審査した後、交付しております。なお、戸籍証明書につきましては、センターはファクスで請求書を区役所へ送付し、区役所で審査した後、センターのプリンターへ発行操作して、

センター職員が証明書を渡すという取り扱いです。

次に、届け出ですが、例として3ページ目の27番、住民基本台帳法の先頭の転入届を簡単に説明させていただきます。他市町村から浜松市へ転入する際の届け出です。こちらは、中区区民生活課で7205件、東部第2種協働センターで108件の取り扱い件数です。なお、浜松市は総合窓口を採用しておりますので、届け出と同時に、国民健康保険加入手続、介護保険の資格取得、児童手当申請、あるいは学校の転入学通知など、表記されている関連業務を同時に受け付けます。受け付ける種類は、届け出によって異なります。一部の条件を除き、区民生活課で審査、処理しており、センターでは、届け書の記入不備について点検した後、区民生活課及び届け出の所管課へそれぞれ届け出をファクスし、所管課で内容を審査して、電話で連絡するという取り扱いをしております。

○高林修委員長 当局からの説明は終わりました。質疑、意見があれば発言をお願いいたします。

○太田康隆委員 私が資料請求しましたので、資料請求の趣旨についてちょっと触れさせていただきますと、前期の行政区の再編の議論のときに、区の数はどうするという議論で終始したわけですけれども、その目指すところは、経費を削減していくと、人件費を減らしていくというようなことでありました。浜松市は、中核市の時代から、できるだけ住民の身近なところでサービスをということで、この総合窓口制度を導入して、サービスセンターを維持してきたと。

しかし、時代の要請といえますか、行政効率を上げていく、人件費を削減していく、経費を削減していくということからすると、区ができたので、区役所のほうでやれるものはやっただいて、むしろその総合窓口の数が本当に適切かどうかという議論もすべきではないですかということだったんですけども、そこになかなか行き着かなかった。やはり、しっかりとデータを見ながら、本当に効率的な行政運営というのはどういうことかということを議論していくとするならば、当然、総合窓口の数、位置、取り扱いの業務といったものも見えていく必要があるだろうということで資料請求させていただきました。

この別紙2の証明書の発行というのは、これはコンビニでマイナンバーカードでできるようになったり、これからもさまざまなデジタル化で改善されていくので、いろいろなところでいろいろな形でとれるだろうと思います。そこは、便利なとり方というのがこれからいろいろ検討されて、改善されていくのだろうけれども、総合窓口業務で一番身近なところでできるということからすると、申請業務のほうだろうと思います。ですから、国民健康保険であったり、介護保険であったりの加入、脱退、あるいは住民異動届、そういったことを身近なところでできることが住民にとって便利なのだけれども、果たしてその方が一生の間に何回そういうことがあるのかと。一生の間に数回のことであれば、それは区役所で全部対応していただいてもいいのではないかという思いが私にはあります。

先ほどの説明ですと、前段のほうで証明書の発行に関するところで、後段の埋葬に関するところ、印鑑登録を含めた20番以降の申請業務にかかわることについて、それぞれの協働センターで、果たして年間何件取り扱いがあつて、そういったものは区役所のほうで集約するとか、あるいは2つの協働センターを1つにしたところに対応するとかという議論も、場合によってはあつてもいいのではないかというふうには思っています。そういうことを細かく確認する必要があるというふうな思いでこの資料を請求させていただきましたので、またちょっとチェックさせていただきたいと思います。

確認ですけれども、別紙1で出していたいた浜松市の証明書が取得できる窓口の数は時代とともに変わっていく可能性があります。電子申告とか、そういうデジタル化ができれば数としては大きく変わっていくと思われませんが、右のほうの住民異動届であるとか、先ほど98業務と言われましたけれども、——なくなったものもあるので98なんだけれども、103業務というふうにずっと言ってきたので、いわ

ゆる103業務という言い方でわかりやすく、国保、それから介護保険であるとか住民異動であるとか、そういう取り扱い業務を103業務と言わせていただきますけれども、これは103業務ができる窓口ということでもいいわけですね。

浜松市を見ると、103業務をできる窓口というのが、区役所以外で46ということになっているのです。平成20年ぐらいから行革審にも指摘されたことは、浜松は出先が多過ぎないかと。要するに、サービスが非常に丁寧なのはいいけれども、こういう出先が多いということ、この表に出ている各政令市との比較で見る必要があるというふうに思うわけです。ここに46と書いてあるけれども、別紙2のほうのいわゆる103業務をやっているところを見ていきますと、中区で9、東区で5、それから西区が6、南区が6、北区が3、浜北区が2、天竜区が8です。これを全部足すと39なのです。別紙1では46となっているのだけれども、この7というのはどういう違いか、まず教えてください。

○市民生活課戸籍・住基担当課長 別紙2のほうで103種と記載しているのは、第2種協働センターと市民サービスセンター、ふれあいセンターですが、あと取り扱いができる場所として第1種協働センターも加わってきます。このために、例えば西区ですと舞阪の第1種協働センターでも届け出ができるようになってきますので、別紙1のほうではこちらカウントしております。そちらが7つあります。

103業務については、調査のやり方等にもよるのですが、第1種協働センターにつきましては、実は取り扱い業務が戸籍・住基関係ばかりではなくほかのこともやっております、非常に取り扱いの業務が広いものですから、こちらの別紙2のほうの調査ではそこに加えなかったということです。

○太田康隆委員 だから、別紙2のほうでいくと、第1種協働センターというのは、いわゆる市町村合併でふえてきた、もともと役場のあったところが第1種協働センターという言い方であって、そこは103業務に加えてほかの業務をやっているということなのだけれども、103業務以上にやっているわけなので、103業務を含むとか何か書いていただいたほうが……。棒線を引いてありますが、これはカウントしないと、103種だけ拾っていくと数が少ないという話になってしまう。

第1種協働センターを入れると確かに46になるので、区役所は区役所として当然やっているということですから、またその辺の業務の年間の数であるとか、協働センターがカバーしているエリアの世帯、あるいは人口、そういったこともちょっと見ながら、少し研究をさせてもらいたいと思います。

○酒井豊実委員 私も、別紙2の第1種協働センターのところに横棒が引いてあるところで、やっているのに出ていないのはどういうことなんだろうということを実態を知りたかったところでした。まずは入り口のところはわかりましたので、それはオーケーといたします。

意見としては、北区の北部のほうとか、天竜区の非常に細かなところまでの各種業務の数字、取り扱い件数が出ておりますので、住民の顔を思い浮かべながら、いろんなところの住民の動きというものが見えてくると、やはり大事な業務が各所で行われているというのが最初の感想です。

○高林修委員長 それでは、今、太田委員の指摘があったところについては、別紙2の訂正版は出してください。

資料請求については、前回は申し上げておりますようにこれで終わりということではありませんので、お気づきの点がありましたら資料請求は続けて出していただきたいと思います。

○波多野亘委員 取り扱い業務数ですが、サービスセンター等でのマニュアルについている取り扱い業務一覧表を見ると、私は103ではなくて107か106という認識なんですけれども、103というのはどういうことなのか、その違いを説明してもらえますか。

○市民生活課戸籍・住基担当課長 重複して数えているものがあります。中には、届け出が一体とい

うことで数えているものもあります。そういったところで数が103になっているかと思います。

○高林修委員長 差の4という数字のもう少し具体的な表現の方法はないのでしょうか。

○市民生活課戸籍・住基担当課長 マニュアルと103業務の番号の対照表みたいなものをお示しするというところでよろしいですか。

○波多野亘委員 今までにも、決算審査も含め、私も太田委員が先ほど質疑したようなところを質問させていただいたときに、戸籍・住基担当から資料もいただいているのですが、どれが正しくてどれが正しくないかというのが今のお話だとわからない。我々はどの資料を正確なものとして今後使っていかなくはないのかということをお話ししていただくか、なんで違うのかという理由か、その数字は違いますというものを明確に教えていただかないと。多分この資料は、今後も何かで使っていくことになると思うので、そこだけ教えてもらいたいという趣旨です。すぐにわからないということであれば、後ほどでも構いませんので説明いただきたいと思います。

○高林修委員長 波多野委員から資料請求が出ましたので、それに対応していただけますか。

○市民生活課戸籍・住基担当課長 対応させていただきます。

○酒井豊実委員 資料のかがみの部分ですが、別紙2について、業務形態は平成26年度時点で、あとの数字については平成31年4月1日現在ということよろしいですか。

それと、2ページ以降の数字ですけれども、これはいつの時点の数字なのか、平成26年度時点なのか、そこら辺のところのわかりにくいのでお願いします。

○市民部長 かがみの2のところ別紙2について説明しておりますが、1つ目の取り扱い業務については、平成30年度の実績で件数は書かれています。業務形態については、平成26年度時点の項目数ということで、103と17という、いわゆる通称名のような形で使わせていただいておりますが、現在の数として98種と16種ということで、先ほど説明させていただいたものです。

○高林修委員長 ちなみに現在はこの言い方をされましたが、何年度なのですか。

○市民部長 令和元年度ということです。

○高林修委員長 それでは、質疑・意見を打ち切り、本件は聞きおくことといたします。

14:01

◎ 新たな再編案について

◎ 結論

企画調整部長から、新たな再編案について説明があり、継続して協議することとしました。

◎ 発言内容

○高林修委員長 この際、当局から発言を求められておりますので、これを許します。

○企画調整部長 特別委員会において、当局から新たな区の再編案につきまして提案させていただいたのですが、よろしいでしょうか。

○高林修委員長 結構です。

[資料を配付]

○企画調整部長 最初に、1の基本的な考え方です。1点目と2点目は、今までも市議会での答弁等でお伝えしたとおりですが、1点目は、行政区再編の議論を進めるためには、住民投票で提案した3区

案にかわる案が必要だというふうに考えております。2点目です。9月定例会で市長から答弁しましたとおり、区割りを検討する際には現在の区の合区にこだわらず、区域の見直しも含めて柔軟に対応するという考え方です。3点目です。当局側の認識としましては、合併、指定都市移行を経ましたけれども、浜松市は1つの基礎自治体です。1つの基礎自治体として行政サービスを提供することに立ち返り、新たな再編案について検討いたしました。4点目です。本市の規模であれば、市役所と出先機関により行政サービスの提供が可能と考えております。しかしながら、指定都市であるがために複数区の設置が法律により定められていることから、法令上の最少数である2つに区分し、区及び区役所の設置が必要だと考えております。5点目です。検討に際し、1つの基礎自治体としての一体感を大事にしつつ、市町村合併、指定都市への移行、そして指定都市移行後の行政区を単位とした区政運営等を踏まえ検討したものです。

2の再編案です。2枚目の別紙もあわせてごらんください。

今回提案いたします再編案ですが、北遠地域と西遠地域の2区案です。1点目ですけれども、市町村合併前の北遠地域——1市3町1村、現在の天竜区ですが、歴史的、地理的なつながりとともに、地方公共団体の区域を越えて広域市町村圏を形成しておりました。2点目です。北遠地域を除きました西遠地域——合併前の2市5町ですが、この西遠地域も合併前は当時の湖西市及び新居町と広域市町村圏を形成しておりました。3点目です。行政区の再編とあわせて、急激な人口減少、一方で地域の特性である林業の成長産業化等、北遠地域の特性に応じた地域政策の推進体制を強化することも必要と認識しているものです。

別紙ですが、構成、人口、面積をそれぞれお示しし、下側には位置図を置いてあるというものです。

3枚目は参考と記載してありますが、こちらは、ただいま説明しました北遠と西遠の2区案と並列ではなく、あくまでも参考、このような考え方もあるという意味でおつけしたものです。参考として示したのは、衆議院の小選挙区の線引きを基本とする案です。構成としては、中区は花川地区と花川地区以外に分割されております。また、南区についても、可美地区と可美地区以外が分割されているというのが小選挙区の区割りです。上段にありますのは、小選挙区で申し上げると7区と3区、こちらの人口は35万2000人余、面積とすれば1426平方キロメートル余りです。一方、下段の、小選挙区で申し上げる8区は、人口が45万4000人余、面積は131.10平方キロメートルというものです。

○高林修委員長 新たな再編案ということで企画調整部長から説明がありました。余り深い質疑、意見は、きょうのところは控えたいと思っておりますが、まず1枚目の新たな再編案についての基本的な考え方、再編案の資料に基づいた質疑、意見を求めます。

○太田康隆委員 ちょっと余りに唐突でびっくりしています。住民投票を行う前の段階で、平成29年2月に、当局から2区案3つ、3区案3つが示されて、それを議会と議論した。しかし、議会も拮抗した意見で、そもそも行政区の再編をするのが是なのか非なのかということで、なかなか結論が出なかった。当局としては住民投票で決したいということで3区案、それも地域のヒアリングを経て新3区案ということで、当初提案された6つの案とも違う新3区案を提案されて、住民投票に付した。そのときの言い分としては、住民投票結果を尊重すると。住民投票というのは最終の直接民主制なんです。住民投票というツールを使うこと自体、私は反対しました。それを使うと言って、住民の意思を尊重すると言って臨んだ結果が、また再び拮抗した。その拮抗するという評価についても、住民投票の結果、区の再編については私は否決されたと思っています。けれども、それを、区の再編について賛成する人が半分いるのだと、反対する人も半分近くいるのだと。それはクロス集計みたいなものです。そういう都

合のいい評価でもって拮抗しているという、そういう判断をしたと。

拮抗しているのであれば、市民の意見は大きく二分されているわけですから、慎重な議論をしない限り、行政区の再編については一步を踏み出すべきではないというふうに私は思っています。今回の再編案は、平成29年2月のときに当局が提案した2区案のA案ではないですか。これはもうさんざん議論して乗り越えてきたはずなのに、今回またこの2区案を提案してきた。またここへ戻っているということは、性も懲りずという言葉があるけれども、何のために区を再編するということなのですか。これは区の再編について目的が書いていないけれども。ただやるのだと。

1つの基礎自治体として行政サービスを提供するということがかりをうたっているけれども、前回議論してきたときは、行政区の再編は、将来の人口減少に備えて効率のいい自治体を目指すということで、経費を削るのだと、その経費の最大のは人件費なのだ、人を削るのだということやってきたわけでしょう。それにも問題はあったと思いましたが、今回、これは目的のない再編になってしまいます。何が何でもやりたいと、区の数減らしたいということになってしまう。何のために区の再編やるのか、目的は前回と変わっていないのですか。

○企画調整部長 目的につきましては、前回がどうだったかという認識はありますけれども、市長からも申し上げているとおり、将来を見据えて、今の段階から柔軟で効率的な組織をつくるために、行政区の組織としての見直しを行いたいというものです。

それから、行財政改革の効果のことについて申し上げれば、前期までの議論の中で、とりわけいろいろと当局としても説明しましたし、意見もいただきました。それで、今回の提案に際して、それが最大の目的であるという認識はしておりません。1の基本的な考え方の3点目にあるように、立ち返り検討ということで、私どもも住民投票の結果、これは議会に報告申し上げ総括をさせていただいた、まさしく太田委員がおっしゃった拮抗という結果を受けて、当局としては再編を進めたいという考えのもと、提案を申し上げていると。ですから、今、太田委員がおっしゃるようなことも含めて協議いただき、私どもとすれば、行政区再編の議論を前に進めていきたいと、そういう考え方です。

○太田康隆委員 改選後、議会が特別委員会を設置した。その中で、行政区の再編についても引き続き議論はしましょうということ、私は大いなる譲歩をして特別委員会を設置したと思っています。特別委員会の調査事項の中に議会としても行政区の再編というものを入れたというふうに思っています。そこは、拮抗した結果、民意を反映すればするほど、慎重な協議をしていかななくてはいけないということなんです。だから、前期の議論のときに、本当に経費を削って効率のいい市民サービスを提供していくために行うべきことは行政区の再編をすることだけで、それで全部解決するのですかと。もう少し抜本的に考えていかなければ。そもそも行政サービスだって、今デジタル化でどんどん中身が変わっていくわけですから。ここで言っている行政サービスというのは、何か提供するサービス、申請業務であるとか証明書の発行業務であれば、それは簡単に乗り越えられるかもしれないけれども、行政区の力というのはもっとすごいものを持っているわけでしょう。市長権限を区長が預かって持っているわけですよ。そういうことも含めてさんざん議論してきたはずなのに、2区にしてそれをやっぺいこうという暴論が出てくるのは、私はちょっとどう考えても納得できません。議会としてももう一度、区の問題を慎重に議論していこうという矢先なんです。これがまたひとり歩きしたら、当局は2区を実現しようとしているということでしょう。だから、私は納得できません。

それから、もっと言うならば、参考として出された衆議院の小選挙区の区割りって、これは何ですか。2区であればどっちでもいいですということですか。子供に何かを教育するときに、絶対の真理という

ものをきちんと伝えていかななくてはいけない。どちらでもいいよみたいな、そんな議論というのはあってはならないことだと思っていますけれども、これはこのどちらかであればいいという、そういう当局の考え方ですか。どういう趣旨ですか。

○企画調整部長 3枚目の資料を参考とした意味ですけれども、これは先ほど並列のものではないと説明を申し上げたとおりです。ただ、この衆議院の小選挙区の線引きを基本とするという考えは、報道の中でもありましたけれども、議会においても、議会の質問の中の議員のお考えの一端の中では示されたもの、一例としてということだと思いますが、そのようなものだと思いますし、あるいは、先般9月定例会での市長の答弁の後に、報道によれば商工会議所の会頭から、それが望ましいとか提案というような表現ですけれども、そういうお考えをする方もいるということでお示したもので、どちらかというような考え方でもありませんし、私どもの今回の提案は、最初にお示しました別紙の2区案です。

○太田康隆委員 議会として特別委員会を設けて前期議論してきたことで、実は飛び越えてしまったこと、既存の区を前提とした再編を考えていくというあたりが、本当にそれでいいのかということもありました。

それから、資料請求した、そもそも浜松市が本当に丁寧に中核市時代に実現してきた総合窓口制度が、やはり時代とともに人口のばらつきであるとか、それからコストの面であるとか、もう一度考えながら、資料でもわかるとおり、103業務をやっている区役所、協働センターというのは、地域によってばらつきがあります。それから合併してきた市町村にある第1種協働センターはずっと残っています。そういう本当に特殊な状況を抱えた浜松市の中で、しっかりとした行政サービスと、それから特に最近、児童相談所、児童虐待、そういった問題も身近なところで、区役所、あるいはその区の学校の情報を受けて、浜松市として丁寧な対応をしていると。

そういうようなことも含めて、北遠は人口2万9000人ですけれども、西遠は人口70万人の区をつくる、あるいは小選挙区にしても、人口45万人とか35万人の区をつくるという意味もわからない。全国の政令指定都市の中で一番人口が多いのは、横浜市港北区の34万人です。港北区は、かつて区を分断しようかという議論もあったわけです。そういうエリアの広さ、人口、そういったものを踏まえて政令市の区役所がどう機能していくのかという本質的な議論はやはりやっていかないと、区の再編というのはなかなか結論が見えてこないというふうに思っています。突然出されたことにびっくりしていますが、私はこれにかかわらず、丁寧に行政区がどうあるべきかという議論はしていきたいと思っています。議論している最中にこれを突きつけられて、とにかくびっくりしたということだけ申し上げておきます。

○企画調整部長 私の説明が少し不足していたかもしれませんが、1枚目の新たな再編案についてというところで、今回、当局が住民投票の結果を受けて検討した大きな観点が1つあります。それは、1つの基礎自治体であるという認識、ここのところに立ち返り検討したというもので、本来ならば、本市の規模であれば市町村合併、指定都市への移行、そういった経緯を踏まえて、行政区を設置せずとも対応できるというふうには考えております。しかし、法定されている区及び区役所を設置しなければならないとなれば、それは最少がよかろうというふうに考えているものでして、1つの基礎自治体、一つの浜松としての市政運営を基本として、再編という形になりますと、数でいけば2という形でお示したというものです。

○酒井豊実委員 全く初めて、寝耳に水といいますか、こういう方向が内部の少数の方々に、一部外部も含めて検討されていたのかということで、今さらのように驚いているところです。

まず、住民投票の結果を尊重するという点での認識、住民投票は何のためにやったのかという点で、

最近ちょっと気になることがあってまず伺いたいのですが、それは市長の姿勢で、もう最終的に住民投票に付して白黒つけるというふうなことでやったのかと思っていたのですが、最近の市長の言葉は、中間的な住民の意思をまさに中間的に確認する手段として住民投票をやってみたというような発言が、マスコミ等に文字として記載されていた記憶があるのですけれども、その辺については、部長はどのように認識されているのでしょうか。

○企画調整部長 酒井委員のおっしゃるその中間的という表現が私には余りピンと来るところがありませんが、住民投票のことについて言えば、今期のこの特別委員会でも報告申し上げ、総括をしていただいたように、その結果が拮抗しているからこそ、条例にあります市長と議会が今度は代表民主制に基づいて、その結果を尊重して議論していただく、協議していただくと、そういうように認識しています。

ですから、委員から唐突にという、太田委員からもお話がありましたけれども、この資料の1の基本的な考え方の3行目にもありますけれども、私どもとすれば、今回の議会で市長が答弁を申し上げたとおり、住民投票にもありました令和3年1月1日は、そこは一つの目安と考えておりますので、それについて再編の議論を前に進めたいということからの提案です。ですから、これについて、再編そのものに反対という方も当然いらっしゃると思います。そのような形でも結構ですので、議論を進めていただきたいと、そういう気持ちです。

○酒井豊実委員 市長のこの間の発言の変遷については、記者会見であったり、もう一度確認していきたい、その真意についても確認をしていきたいと思っています。いずれにしても、住民投票の結果でやはり一番大事なポイントというのは、いろいろ語られておりますけれども、設問1の投票のところの結果だというふうには私は思っています。2番目のところを含めた中で拮抗という言葉が出てきますけれども、拮抗だけが前面に出されてきて、この間のまちづくりトークなどでもその辺のところは市長の口からは強調されているような感じがします。私は天竜区で行われたものを傍聴しましたけれども、会場は満杯で、熱心な意見が出たわけで、市政のあり方について、交通だとか医療を含めたことに対する心配、今の市政のあり方についての批判的な質問も出ていたわけです。やはり住民投票の結果の評価、住民のとり方というのは、今、部長が説明された内容とは、天竜区だとか中山間地域含めた北区だとか、そういうところのとり方は大分違うのではないかというふうに思っています。

それから、これを見て、先ほども意見がありましたが、何か簡単に、ズバっとなたで切ったような、結論が先にありきで切ったように見受けられたんです。市長が本会議で、来年の5月までに方向を定めるということ答弁されたわけですが、あの真意についても、どういう具体的な道筋が、スケジュールが考えられているのかという疑問を持ったわけです。それは別として、この2区案で北遠の取り扱いについて、2の再編案の一番下のところに簡単な説明書きがあるわけですが、北遠地域の特性にというふうなまとめになっています。北遠地域は非常に特殊なところで、ここはもう都市的なところにはなじまないというふうにも読み取れるわけです。天竜区、北遠地域が林業の生産基地、木材資源を売る、あるいは切り出すための地域という位置づけ、いわゆるそれが産業の成長なのだというふうにもとられかねない表現だと思っています。

翻って、政令指定都市を目指す協議が環浜名湖で始まったときに、当然、この北遠地域、ちょうどこの黒塗りされたところには入っていなかったわけで、まさにそこに立ち返った当初の経済界の主張、流れが、またここへ来てボンと出たのかなと、そういう第一印象も持っているところであります。この提案の内容については、関係住民にとっては鋭いもので胸を突かれたような、そんな内容も持っておりますので、今後、その辺については深めていきたいと思っておりますけれども、それが感想といいますか意見です。

質問として、住民投票についてのこと、それから北遠に対する認識をお願いします。

○企画調整部長 住民投票に対する認識というのは、先ほどの繰り返しになって恐縮ですが、新たに統一地方選挙後の新しい議会の体制の中でこの特別委員会の設置が議決されて、そこでその住民投票の報告、総括をさせていただいたということ、もうそこでは一つの結論が出ているという認識であります。

それから、2つ目の北遠の関係ですが、酒井委員から、この2の再編案の3点目の書きぶりがという指摘がありました。当然私もそのような意図を持って書いているものではなく、ここで書いております地域政策の推進体制を強化ということになりますので、例えば中山間地域振興計画の対象とするエリアには現在の天竜区が全て含まれております。その中山間地域振興計画を進める考え方は、一つの浜松として進めていく、それから基本的な考え方の一つには市域内の交流によるというような考え方を合併後、そして指定都市移行後、2次にわたってそのような振興計画をつくり取り組んでいるというのが市の原点、そして基本的な姿勢だと思っております。

○岩田邦泰委員 私たちは、基本的には区の再編というのは進めていかなければいけないと思っております。その私でもちょっと唐突に出てきているというふうには思っています。そして、きょうは報道も入っていらっしゃると思いますので、市民の方々に知れるところだと思います。恐らくいろいろな心配を持っている方は多いのではないかと思います。この市民の方々には、今回のこの提案についてどのように理解してもらおう、どういうふうにやっつけようと思っているのですか。

私たちの会派で市長に提言をさせていただいた中でも、やはり市民にわかりやすい、議論の見える化をしてほしいといったことで進めさせていただいています。当然、特別委員会での議論も明確にわかりやすい形で進めるといいと思うのですが、今回の提案について理解してもらうための当局としての仕方、考えを教えてください。

○企画調整部長 市民理解の考え方というのは、今までも御意見を伺っておりますので十分承知しております。特別委員会での行政区の再編について議論していただくときに、住民投票を実施して、その結果が拮抗していたという認識がありますので、ここは新たな市長、それから議会の体制の中で、代表民主制の中で議論をしていただきたいというのがまず考えているところです。当然のことながら、議会のこの特別委員会での協議ということですので、市民意見をまとめた上で議会に諮るというものは、今回、現状においては性格が異なるものだと思っております。

それから、もう1点いただきました議論の見える化ということについては、議論をしていることの一つの場がこの特別委員会になりますので、特別委員会への提出資料、それからその結果等については市のホームページ等を使ってお知らせをしていくということは、前期までと同様に続けていきたいと思っております。

○岩田邦泰委員 前期までと同様にとすると、やはり伝わらないのではないかと私は心配しています。一番初めの特別委員会のときにも話したような気がするのですが、広報はままたつに書いたからみんな知っているだろうというふうには思っているかもしれないのですが、やはり伝わるようにしていただかないと。前期と同じように伝えようというのでは、私は恐らく市民理解は進まないと思っております。そこは慎重にやってもらわないといけないのではないかと思っています。

そして、私は民間企業でずっと働いてきたのですが、当然ながら、あるべき姿を示して、そこに向かってギャップを埋めていくというのがやり方だと思っております。そうすると、ではそのあるべき姿を——ここでいうと令和3年1月1日ということになると思うのですが、それに向けてやるためには

何をしなくてはいけないのかという、やはりT o D oリストみたいなものがないとわからない。それを示していかない限りは、本当に議論がふわふわした状態のまま進んでしまうのではないかと非常に危惧するところです。そういったものもぜひ示していただければと思います。これは意見になりますけれども、お願いしたいと思っています。

○森田賢児委員 5月以降、新しい委員も入りまして、さまざま議論がされてきたと思うのですが、例えばこの間、天竜区のあり方についても話が出ましたが、その辺の議論の経緯を踏まえての案ということで理解してよろしいでしょうか。

○企画調整部長 この特別委員会での議論というよりも、その前に県議会での質問がありました。それで、そのことについての当局の認識というのは、天竜村にという表現にはなっていましたけれども、先ほど来申し上げているように、12市町村が合併して一つの浜松になったという中では、行政区を設置せざるを得ず、その当時、7つに分割した、7つに分けたというのが事実ですけれども、天竜区も同じ一つの浜松の中の一員であるという認識です。

○森田賢児委員 では、この案としては、これまでの議論というよりは、もともと当局のほうでも最善として考えてきた案を再びお示しいただいたということになるのでしょうか。

○企画調整部長 これまでの議論といいますか、一つは、議論を進めていただきたいという強い気持ちがあります。それについて、この案しかないというふうには思っておりません。先ほど参考のところでお示しした際に少し説明させていただきましたけれども、行政区の再編については、そもそも行政区の再編の是非、有無も含めて議論するのだということ承知をしておりますので、まずそのためには、委員の皆様方がどのようにお考えになるのかということで議論をしていただくことが、当局としても最も望むところだというふうに思っております。

○松下正行委員 まず、この新たな再編案ということで、一つは北遠と西遠という2区案。もう一つは参考という形で出してはいますが、参考のほうは文面による説明がないわけで、この地図だけが出ているということですが、本来、参考であればこの地図は要らなくて、口頭のみでよかったのではないかと感じる。それで、1つの案だけ出しておいて、この特別委員会でしっかり丁寧に議論をする中で、ほかにはないのかとか、例えば特別委員会で案を考える、検討するとか、そういう議論をしていけるような再編案を出していただきたいかったという感想です。この参考について、再度、どういう考えでこの地図を出されたのか。説明の文言はなく、口頭で説明をしたというところで、その辺の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○企画調整部長 繰り返しになるとは思いますが、参考とさせていただいたのは、あくまでもこれは一つの考え方、そういったものが報道等なされているということでお示ししたものであって、私どもとすれば、当局の案との並列ではないという認識はしております。ただ、当局の案も、参考でお示しした資料、または今まで議会の中でいろいろと意見をいただいたような案、いろいろな考え方があると思いますので、そういったところで当局案に対していろいろな意見をいただく、協議していただくことによって、その案は変わっていくもので、当然そこには、先ほど来申し上げているように、行政区再編の是非というものを含めて協議を進めていただきたいというものです。

松下委員からの指摘のように、口頭のみということも考えたところですが、私どもとすると、別紙で説明申し上げた当局のものと、それから参考としてお示ししたのは一例ですけれども、いろいろな考え方の方、いろいろその考えの内容がある中で、報道等で取り上げられているものを少し出させていただいたと、そういうような認識です。

○松下正行委員 我々としてもこの再編についてはしっかり議論をしていかなければいけないという立場だと思いますし、そうであれば、例えば、この再編案についてどのような工程といいますか、スケジュールといったものもあわせて、大枠の案として出していただいたほうが議論はしやすかったのではないかというふうにも感じているところです。やはり中途半端な形の資料提供というのは一番よくないと思いますので、その辺も含めて、今後この委員会でしっかり議論していく中で、やっぱり委員会から請求されて資料を提供するという形が一番いいのではないかと私は思っていますので、そういう形でまた検討していただければと思っています。

○波多野亘委員 まず確認です。今の松下委員のスケジュールも示してというのは、これは令和3年1月1日までにやるために今、案を出しているという理解でいたのですけれども、そういう理解でいいですか。

○企画調整部長 今回の本会議での市長答弁とそれは変わりません。ただそれは、こういう議論の中では、その目標としての期限を設けなければ議論が進まないということを申し上げているところでして、その日までにできなければ、例えば行政区再編の議論がもうなくなってしまうものであるとか、そういった類のものとは思っておりません。

○波多野亘委員 そうすると、議会の答弁ではあくまで一つの目安という表現をされていましたが、令和3年1月1日までの目安に向けての提出ということで、スケジュールはもうそれに乗っているということですね。そういう理解でいます。

それで、議会の答弁でもということの中で、市長は今期始まってから、私どもの代表質問等でのこの事柄に対して、議会と真摯に協議していきますという回答だったと思うのですが、それぞれ委員の皆さんから発言があったように、ちょっと唐突感は否めません。議会と真摯に協議した結果がこの新たな再編案なのか。それで、もしそうだとするならば、先ほどもちょっと森田委員から出ましたけれども、どの議会で、この特別委員会のどこの協議でこういった2区案というものが出てきたのか。あるいは、議会と真摯に協議しているのであれば、一つの基礎自治体として行政サービスを提供することに立ち返ってという議論をしているはずですが、こちら側では何もされていないのです。非常に違和感を覚えるのですけれども、そこに対する考え方をお願いします。

○企画調整部長 今、波多野委員がおっしゃっていただいた、まさしく議会との真摯な協議、それを進めていきたいということで提案を申し上げているという認識を持っております。今期の今までのこの特別委員会を中心とした議論をもって、その結論として、当局がこの2区案をお示ししたということとは思っておりません。

先ほども申し上げましたが、この今回の提案によって議論を進めていきたい、行政区再編の是非を含めていろいろなお考えがあるということを協議いただき、この2区案についての意見でもよからうし、他の提案があるでもよからうし、それをこの特別委員会で協議していただきたいという気持ちです。

○波多野亘委員 ということは、先ほど来出ていますけれども、反対されても構わないだとかほかの案でもということは、これは最終案ではないということなのですね。

○企画調整部長 結果がどうなるかは別ですけれども、現時点でこれが最終案というふうには思っておりません。それと、今の委員の発言の中で反対されてもという発言がありましたけれども、私どもは、当然この委員会で協議いただくことが行政区再編の是非を含めてということだと思いますので、今回、こういう形で提案申し上げたところ、そもそものお話がもう一度出るのかもしれない。それもやはりこの特別委員会での調査、協議される事項だというふうに私は認識しております。

○波多野亘委員 何かこの、部長の答弁の中で先ほど来出ている今回の提案というのもずっと頭にひっかかっていたのですけれども、そうするとこの2区案はだめだったので、では次の2区案で、今回はこの参考で出された衆議院の区割りの案を検討してもらおうとか、ではこれもだめだったら次またほかのものにみたいな感覚を受けるんですよ。そうすると、太田委員も言いましたけれども、ではどういう浜松市のビジョンを目指してやっていくのかというのが、ただただ政令指定都市の権限は手放したくないけれども、とにかく最小限の2区だったら何でもいいというようなふうにしかな今聞こえてこないんですよ。

そういう中で、やはり今までの議論でも、具体的な区の形というものを示さないと、削減額、それから人数の張りつけ、どんなサービス提供体制にしていくとか、どれくらいの住民負担、その区役所へ行くまでの料金だとか、あるいはバスとか車もそうですし、時間の部分のマイナスもそうですけれども、そういったものだとか、駐車場だとか、あと言われていたのは窓口で待つ時間だとか、そういったものが出ませんということで、前期、具体的な最終案となっていたものにたたき込みをして、具体的にちょっとでも見える化をして、メリット、デメリットを出そうというような努力を我々もしたつもりだったのです。今回、これが出てきていますけれども、当局としてはもう、この2区案、——前の資料でいうと、先ほど太田委員も言ったように6つ案が出てきた中のA案ということだけでも、もうメリット、デメリットといった詳細は出ているのですか。それとも、これからここでたたいいくのですか。

○企画調整部長 メリット、デメリットが出ていないというふうには思っておりませんが、前期までの提案のときに、行政区の再編案と、今、波多野委員からお話があった例えば行財改革の効果額であるとか、人員がどのように変化するのかとか、あるいは住民自治に関して、例えばコミュニティー支援のありようがどうなのかということについては、今回お示ししていませんけれども、基本的には前回のものを中心に今現在は考えております。ただ、当然、住民投票を経る中でいろいろな意見もいただいたとも思っているものですから、そのところでの見直しという観点も持ちながら、長い時間をかけずに議論をして意見をいただけるのだったら、それにも対応するような方策は十分に考えていきたいと思っています。

○波多野亘委員 私の区再編に対する考え方は、もう企画調整部長も耳にたこができていられるかもしれませんが、住民サービスを考えていって、その延長線上に区の再編があるのであれば賛成しますとずっと言っています。今回のこれというのは、それこそそういった詳細も何も見えていない、ただ今回出されただけ。それで、先ほど冒頭でも言ったとおり、議会と真摯に協議していきますと言ったのは何かちょっと違うような印象を受けてならないのですけれども、そういう中で、本当にちょっとずつ落ちてこないものはあります。

それとあわせて、今までは新たな行政サービス提供体制の第1章からずっとやってきたわけです。今回、この1枚のペーパーが出て、この2区案です。第7章の検討は何も行っていない、合意もしていないのですけれども、要はこの1枚ペラのこれがここにはまるという考え方でいいのですか。

○企画調整部長 前期までの議論の中の第7章の取り扱い、一部第6章のことをおっしゃった委員の方もいらっしゃったかと思いますが、それが結論を見ていないということでは、私どもも同じ認識です。ただ、今期の議論においてそこを結論づけなければその先に進めないかということ、これはまたちょっと違う感じを持っておりまして、一つ、一番大きなことは、前期までの議論の際の現在の行政区の合区を前提にという、そのところは、それにはこだわらずということで今期になってお示ししているところでありますので、第7章のまだ終わっていないという議論のところにも本日提案を申し上げたこ

の再編案が入ると、そこにおさまるのだということとは思っておりません。

○波多野亘委員 合区にこだわらずと言いながら、今回のものは現在の区でしかベースになっていない。なおかつ、先ほど来の発言で、ではこの案というものが受け入れられないというか、いや、もっと違う案のほうがみたいな議論になっていけばそちらでもという、何かどこまでも議論していくのかみたいな話に聞こえてならないんですよ。私は今、会派会長を務めさせてもらっていますけれども、いつというのは別にしても、再編をするかしないかという結論を絶対出したいと思っていますので。

ずるずるみたいな、要は前期も前期で、あの時点では再編はやらないと。ただその表現が、時期尚早であるというものがついたがために、何かまたずるずるとなっていますけれども、そういった議論にはもう本当に明確に終止符を打ちたいというふうに思っています。ですが、今回の出され方については非常に違和感を覚えています。ただ、協議を進めていくことが、住民投票での結果を真摯に受けとめていくというふうに私は理解していますので、協議には乗りますけれども、違和感というか、不信感を若干持ちました。

○高林修委員長 冒頭で申し上げましたけれども、この新たな再編案についての基本的な考え方について、意見、質疑があれば承ります。2の再編案そのものについてまで議論を進めてしまうといういろいろ話がややこしくなりますので、基本的な考え方について、意見、質疑があれば。

○鈴木育男委員 唐突感は拭い切れないというか、ありますが、いずれにしろ少なくとも何らかの話はしていかなければならないということは、この委員会そのものを設置した時点からもう決まっている話ですし、それは我々がやっていかなければいけないと、これもわかっている話だと。要するに住民投票については、もう解釈の違いも含めて拮抗という形でみんなです承したということですので、その上で、では行政提案に対して議会がどう答えるかという話だと私は思っています。

この基本的な考え方についてという話でしたので、少なくとも3点目と、それから5点目、この辺をやはりどう議論していくかということだと私は思っています。例えば、提案をするのであるならば、新たな行政体制というのはどうするのかと、こういうふうにしていきたいのですと。ただ分け方だけがひとり歩きしているのではなくて、実際その中がどういうふうになっていって、例えば、うちの会派で心配している行政サービスの低下はないか、それから、今以上の行政サービスの提供体制が、効率的な行政運営の中でできるかとか、そういったことをやはり示していく中での議論でなければ、最終的な結論は出せないということですよ。

ですから、少なくともこういう場で、この提案をまずどう扱おうかということも含めて、当然もっと議論していかなければならない。それがはっきりその方向性が決まらなければ、内容について議論もできない。ただ、やるかやらないか、ただ観念論だけで結論を出すしかないというような話になってしまう。そうすると、また決められない議会というそしりを免れないと思っておりますので、その辺も含めて、行政もそれから議会もしっかり考える場だと私は思っております。

○高林修委員長 委員長としても、今の鈴木育男委員の意見を尊重したいというふうに思っています。

○関イチロー委員 先ほど企画調整部長がおっしゃられた議論を進める上でのということからいきますと、この提案については評価をします。

ただ、この中に基本的な考え方、これはあるのですがけれども、この案にすることによる財政的な効果以外の部分で、2区案に対する効果、メリット、デメリット、例えばこういうようなことになりまして。簡単に言えば、私自身も思っていましたのは、地理的条件、それからさまざまな財政的な部分も含めて、やはり天竜区とそれ以外の地域というのは大分条件が違っていたり、それから、今後変化していくとこ

ろというのは、それなりの、——ローカルルールという言い方は失礼になるかもしれませんが、同じ土俵の上で考えるということは無理があるのだらうと思っていました。

ただ、そうしたときに、この基本的な考え方だけでは、今後ここで議論をしていく上で、それからまた、このことについて言えば、市民の方々に説明するというか、スタートとしては市民の意見を聞いての提案ではなくという言い方がありましたけれども、それとは別個に、市民の方々との対話であったり、議論もしていくという上でのそれなりの材料というか、そういうようなものは必要なだらうなど。それは我々がいろいろな方と協議をしたり意見を戦わせたり、それから説明をしたりという中では、ちょっとこの基本的な考え方だけではなかなか通じないところがあるのだらうと。言ってみれば、そういう中でいただいたいろいろな意見も含めて、この場で今後議論をしていく上での材料にしたいと思っておりますので、そういう意味からいくと、できましたら、勝手にこの部分がひとり歩きしないうちに、市としてはこんなことを考えてこういう提案をしましたというようなものが出てくるといいのではないかと、そんなお願いをしたいと思っております。

○企画調整部長 本日提出した資料では論点が定まらないというような観点だと思いますので、そういったところをぜひ委員会のほうからお示ししていただければ、私どももちろん準備しますけれども、そういったところで議論を進めていきたいというふうには感じております。

○関イチロー委員 今申し上げたのは、当局のほうの考え方なり、それから我々の考え方なりということに対して、市民の方たちに受け取っていただく場合にそごがあってはまずいのだらうというところで、この今の考え方を少し膨らませていただいた、議論ができるような提案というか、説明をしていただきたいという意味です。

○太田康隆委員 1つお願いしておきます。きょうではなくて結構です。

私が議員になってから、行政の継続性というのがかなり言われてきた時代がありました。最近余り言わなくなった。ころっと変わってしまったたり、継続性が担保されない行政になったことを危惧しています。それで、これだけはきちんと説明してもらいたいのだけれども、私はもう平成20年からこの区の再編にかかわってきているので全部わかっていますが、——わかっていますといういろいろ言ってきたのですが、要するに自治体の基本的な目指すところ、理念があって、その一つは、やはり住民自治を実現させることです。まだそこは自治法は変わっていない。それからもう一つは、行政サービスをしっかりと提供していくことです。それは自治体の責任なのです。そういう目的があって、それを実現していくために最少の経費で最大の成果を上げていくというのが自治体の責任だということとは間違っていないですよ。自治法にも書いてある。

そういうような目指すところがあって、2年前は、行政区の再編にも手をつけていくのだというふうにならずと言ってきた。そここのところは変わっていないんだらうねというのをもう一回確認したい。きょう今すぐに答弁は要りませんが、先ほどから言っているように、ここの基本的な考え方の中にそういう理念が入っていないんですよ。何を目指そうとして、こういう浜松市を実現させていくために、当局としては区の再編をしていかななくてはいけないのです、2つにしなければいけないのですというのが見えないんですよ。それがしっかりあって、だから最適な区の姿というのは2区ですと。この前は3区だと言っていたけれども、それが2区になったわけで、継続性がないんだから。ないのは時代を反映させているのだからしょうがないとそっちが言うのだったら、それは百歩譲って認めてもいいけれども、では2区の根拠とは何なのだとということにもつながるわけですよ。それこそ最適な、浜松市の目的とする浜松のビジョンを実現できるのだという、そのストーリー、理念をちゃんと説明してほしい。そ

れを指摘しておきます。

○高林修委員長 その件は、次回以降でよろしいですか。

○太田康隆委員 結構です。

○高林修委員長 できましたら、きょうのところはここでおさめたいというふうに思っています。私にとっても唐突な提案ですので、今後の進め方については、きょう今ここではすぐ発言はできません。ただ、何回か申し上げているように、月1回の委員会は開きたいというふうに思っておりますので、承知おきください。

今回のこの当局からの提案については、また継続協議といたします。

それでは、以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:01